

陳情第25号	受理年月日	平成29年3月22日
付託委員会	教育文化委員会	
陳情者	八幡東区尾倉三丁目3-22 八幡市民会館の活用を求める連絡会 代表 竹下 秀俊	
件名	八幡市民会館の文化財としての位置づけ等について	
要旨	<p>DOCOMOMO J a p a nは、2014年度に八幡市民会館を保存すべき近現代建造物に選定し、周辺環境を含めて保存を求め、更に、2017年2月8日に八幡市民会館の保存活用に関する要望書を市長に提出した。</p> <p>この要望書では、同市民会館の建築史学上のデザインの価値や村野藤吾作品としての価値、北九州の町から見た価値、また、鉄骨・鉄筋コンクリートづくりの建物は修復や改修などを行いながら活用し続けるのが世界的な潮流であること、村野藤吾の設計による宇部市や米子市の建物は大規模改修によってしゅん工当時の姿で市民に親しまれ活用されていること、八幡市民会館はしゅん工当時の姿で使い続けられており、今後も機能性や耐震性を高め活用されるのが望ましいこと、八幡駅前が景観重点整備地区のかなめであり、同市民会館を除外することはできないこと、皿倉山を背景とする一帯が観光資源であることが述べられている。</p> <p>議員各位においては、識見豊かな専門家との協議を経て、同市民会館の存続に関する担当部局を文化財を扱う部局に変更するよう提言するとともに、本陳情を関係の常任委員会が合同で審査し、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 「村野藤吾の八幡市民会館」の価値を専門的に検証し、文化財として位置づけること。	
	2 市議会において、市内の文化財に値する建築物の重要性、保存・活用の取り組みについて検討・審議を重ねた一般方針があるならば、それを市民に示すこと。	

(続く)

3 2の一般方針に照らし、「村野藤吾の八幡市民会館」の文化的・歴史的価値をどのように評価しているのか市民に向け表明すること。

Blank lined area for writing the response.